

様式第2（第2条関係）

大口町住宅改修費等受領委任払いに係る取扱誓約書

年 月 日

大口町長 様

（申請者）所在地

事業者名

代表者氏名

大口町住宅改修費等受領委任払いに関して、事業者の登録の届出を行うにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項及び法第57条第1項に規定する手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修、大口町住宅改修費助成事業実施要綱第4条に規定する住宅改修又は大口町在宅生活支援助成事業実施要綱別表に規定する住宅改修工事及び物品の販売（以下「住宅改修等」という。）に関しては、関係法令、通達及び大口町の要綱等を遵守すること。
- 2 住宅改修等を利用する者（以下「利用者」という。）が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況やその環境を踏まえ、適切な住宅改修等を行うよう努めるとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立つよう努めること。
- 3 住宅改修等を行うにあたっては、大口町、大口町地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所等（以下「関係機関等」という。）との連携に努めること。
（受給資格の確認等）
- 4 利用者から受領委任払いの申し出があった場合には、次に掲げることを確認すること。
（1）介護保険被保険者証によって、被保険者の資格、要介護等認定の有無及び有効期限、給付制限を受けていないこと。
（2）大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱第3条に規定する対象者であること。
（3）大口町在宅生活支援助成事業実施要綱第3条に規定する対象者であること。
（見積書等の発行）
- 5 住宅改修等を受領委任払いにて取り扱う場合、その施工に係る全ての費用の見積書を作成し、利用者に発行すること。
（見積書の内容変更）
- 6 当該住宅改修等に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の見積書を作成し、利用者に発行するとともに、関係機関等に連絡すること。
（住宅改修等の施工）
- 7 利用者より当該見積書による施工の依頼があった場合、当該住宅改修等の施工に関して十分な説明を行い、速やかに見積書に記載された内容の住宅改修等を行うこと。

(自己負担の受領)

- 8 住宅改修費等については、自己負担額の支払いを利用者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、当該自己負担額の支払いを受けたときは、利用者へ領収証を発行すること。

(苦情処理等)

- 9 利用者からの苦情又は相談があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、利用者の立場を考慮し、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。この場合において、当該事業者において処理し得ない内容については、関係機関等との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

(指導・調査等)

- 10 町長が必要であると認めた住宅改修の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

- 11 関係法令、通達、本町の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等については町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(賠償責任)

- 12 住宅改修等の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償すること。

(秘密保護)

- 13 事業所の従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

- 14 登録届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届出書を町長に届け出ること。